

総務政策委員会会議録

招 集

令和7年8月18日（月）午前10時 議会委員会室

出席委員（9名）

（委員長）塚 田 佳 充 （副委員長）安 達 卓 是
岩 崎 康 朗 大 下 哲 治 奥 岩 浩 基 徳 田 博 文
土 光 均 戸 田 隆 次 森 田 悟 史

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

【総務部】藤岡部長

〔総務管財課〕角課長 富田財産管理担当課長補佐

【総合政策部】佐々木部長 松本人権政策監兼人権政策課長

〔人権政策課〕萩原課長補佐兼同和対策担当課長補佐 樋口人権啓発担当課長補佐

【市民生活部】

〔環境政策課〕足立次長兼課長 長井主任

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 坂本庶務担当局長補佐 松田調整官

傍 聴 者

今城議員 岡田議員 門協議員 田村議員 津田議員 錦織議員 西野議員
松田議員 森谷議員 矢田貝議員 吉岡議員 渡辺議員
報道関係者10人 一般1人

報告案件

- ・「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の改正に向けた検討状況について〔総合政策部〕
- ・産業廃棄物管理型最終処分場整備に伴う市有地買収の申出への対応について〔総務部〕

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○塚田委員長 ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

報道機関から撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

本日は、総合政策部から1件、総務部から1件の報告があります。

初めに、総合政策部から、「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の改正に向けた検討状況について、当局から説明を求めます。

松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長 それでは、「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の改正に向けた検討状況について御説明させていただきます。

人権課題の複雑化、多様化、また、新たな人権課題が生じている現状を踏まえまして、令和7年3月に米子市人権施策基本方針・人権施策推進プランの第3次改定を行ったところでございます。

この改定に向けまして市民意識調査を実施いたしまして、その中で明らかになりました様々な人権課題に対し、関心は持っておられるものの、そういった場面におきましては、行動に移すことは少し難しいというような傾向がございました。また、どういった取組が必要であるかといったことにつきまして、支援体制の充実を求める意見が多数ございました。そういったことを勘案いたしまして、自分事と考える人権意識の向上の必要性、また、そういった人権侵害事象が発生した場合の対応の強化等々が必要であると見たところでございます。

また、関係団体との意見交換の中でも同様な意見を多数いただいているところでございまして、そこで、人権施策基本方針の策定と併せまして条例改正に向けた検討も進めておりまして、このたび現行の米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例に掲げております部落差別をはじめ様々な差別行為に加えまして、誹謗中傷、ハラスメントといった様々な人権侵害行為をなくし、人権尊重の社会づくりをより推進するため、分かりやすく、包括的な条例となるよう改正の骨子案を取りまとめましたので、御報告させていただきます。

条例改正の主なポイントでございしますが、(1) 条例名の改正につきましては、人権に関わるあらゆる問題の解決を図る人権尊重の社会づくりを目的とした条例の趣旨に沿って、米子市人権尊重の社会づくり条例と考えております。

(2) 前文の新設につきましては、市民一人一人がお互いの人権を尊重するために主体的に行動することにより、あらゆる人権侵害をなくすという本市の姿勢を明確化するものでございます。

(3) 基本理念の新設につきましては、市の人権に関する基本的な考え方を明確化するため、基本理念を規定するものでございます。

(4) 人権侵害行為を行ってはならない旨の規定を新設につきましては、人権侵害行為の具体例を示し、人権侵害行為を行ってはならない旨の条文を規定するものでございます。ただ、どのような行為、どこまでが人権侵害行為に該当するかにつきましては、社会情勢を踏まえて慎重に議論する必要もございます。この規定は罰則を科すためのものではなく、行動規範、理念として人権侵害を行ってはならないと市の姿勢を明確化するものでございます。

(5) 現行の条例では、第5条の規定になりますけれども、相談体制の充実の中に、相談体制強化のため、人権相談窓口を設置する旨の規定を追加するものでございます。

今後でございますけれども、骨子案をベースに条例案の整理を急ぎますとともに、各関係団体との意見交換を行って、本委員会にも随時御報告、御相談させていただきたいと思っております。12月定例会に議案上程させていただくことを視野に、検討作業を進めてまいるところでございます。

説明は以上です。

**○塚田委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、意見を求めます。

安達委員。

**○安達委員** これから、最後のほうでスケジュール案を提示されましたですが、今後いろいろなところで、条文の網羅っていうんでしょうか、あらゆる分野に関わっての条

文化されるという期待を込めてちょっと質問したいと思うんですが、部落差別っていう言葉を私が認識したっていうのは高校のときでして、クラブ活動の中で執行部の中に社会問題研究会というのがあって、その中で議論してるときに知った事柄であって、その後、行政の職員になったんですけれども、その中で、初めて県内4市の中で被差別部落を持たない地域でアンケート調査をなささいということの指導を受けました。

というのが、当時、身元を調べる、調査する事象がこの西部圏域であったために、職員に対する対応の仕方や、そういった事柄を、差別を助長するようなことが進むんじゃないかということがあって、市に対して非常に十分当時できてないっていうのは、部落差別を基に、いわゆる差別事象をなくすための方策、施策が十分じゃないんじゃないかということで、まずアンケート調査を市内の市民に向かってやっていただきたい、そのときに随分教えを受けました。

西部教育事務所が当時あったんですけれども、そういうところで指導を受けたんですが、いまだかつてその事象や、今は、さっきも言われたと思うんですが、いわゆるSNSですか、そういったところで誹謗中傷が頻繁に起きてることも聞かされますので、あらゆる人権侵害という規範というのですか、私なりに思う規範、概念を十分網羅していただいて、そういったなくすための手段を網羅していただきたいという思いがあるんですが、ぜひそこは期待を込めてお願いしたいと思います。

今後のスケジュールの中で、今日はこのような資料を提供されましたが、前文は今の文はこうであって、新たに表記すべきものはこういう表現とか表記にしますっていうのを比較対照するような資料を作っていただければ、より分かりがよいかなと思うんですが、どうでしょうか。

**○塚田委員長** 松本人権政策監。

**○松本人権政策監兼人権政策課長** 条文案の整理を急ぎまして、またこちらのほう、条文案を議員の皆様にお示しするという、そういった場を設けなければならないと考えておりますので、そういった場面で、条文案、そして、どこがどう変わるかといったことを分かりやすい資料といたしまして、なるべく早く説明をさせていただく機会を設けていきたいと考えております。

**○塚田委員長** 安達委員。

**○安達委員** ぜひお願いしたいと思いますし、条文に盛られるところで、中身によっては市が行う事業化も含まってくるかなと思うんですが、そういったところも十分整理をしてもらって示していただきたいと思います。

私も、地域では、小地域懇談会ですか、そういった公民館の中の推進員にも役割を持たせてもらったことがあります。その中でも、やはり当時からあって、子どもの中のいじめとか、そういったことが小学校や中学校の中であると。そういうことをいかに地域がそこをよく見て、注意をしたり、学校と共に、そういったいじめ、人権を侵害するような行為を地域でも見たときには、しっかり指導ができるっていうのでしょうか、是正ができるような体制をとということで、推進員を拝命したこともあります。ただ、ぼんやり任期を過ぎってしまった感も強いんですけれども、そういったところが地域でより広がっていかなくいけないなと思いますので、条文化されて、また、それによって市の事業化が明確になれば、それも示していただきたいと思います。これは要望です。以上です。

○塚田委員長 ほかがございませんか。

森田委員。

○森田委員 この条例改正の主なポイントで書いていただいていること以外は、2 ページ目のところの条文そのまま進めていくというような認識でよかったか、確認させていただきたいと思います。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長 資料1ということで現行の条例を示させていただいておりますけれども、先ほど説明させていただきました様々な人権侵害行為等々の対応ということも含めますので、条例の中身を精査いたしまして、そのまま残せるものは残しつつ、加えることは加えつつということで、今の現状に即した条例に改正ということで早急に詳細を詰めまして、また案という形でお示ししたいと考えております。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 分かりました。じゃあ、目的とかも書きっぷりは変わるかもしれないというような認識でさせていただきます。また案が出てきたときに、じゃあ、意見させていただきたいと思います。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 何点か確認させていただきたいんですけど、今回、条例改正っていうことで、前回が平成31年の改正ですか、の後なので、時期的にはそんなにそんなにどうこうっていうことではないんですけど、そもそもの、一番初め御説明があったんですけど、条例の名称を変えられるということで、あらゆる差別をなくすっていうことでかなり広い範囲になったと思うんですけど、本市におきましては、あと差別関係の条例もろもろで考えますと、男女共同参画とか、あの辺のところで少し触れられてたなっていうのと、最近でいいますと、条例にはなっていないんですけど、カスタマーハラスメントの対応を市のほうでどうしようとかっていうようなことも考えておられて、対応されたりっていうようなことをされてるんですけど、こちら先ほどの説明と資料等見させていただきますと、「人権課題が複雑化、多様化するとともに、インターネットやSNSによる誹謗中傷や各種ハラスメントなど」ってあるんですが、こういったところが条例上からは少し読み取りにくいかなっていうふうに思うんですけど、この辺りは、冒頭、御説明があった部分と、一番初めの辺に記載されてる部分と条例のところと実際の運用のところとどのようにお考えでしょうか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長 やはりこの条例で、市民の皆様にこの内容を分かりやすく知っていただいて、それを気に留めて行動にいただくということが一番大切かと思っておりますので、先ほどおっしゃられましたように、様々な人権侵害の課題ということで、インターネット、そういったハラスメント等々、様々な人権侵害の具体的例を挙げまして、そういったことはしてはならないということでの条例として、人権を皆様がしっかりとお互いのこととして捉え、人権を守っていく、そういった条例にしたいと考えております。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 すみません、補足をさせていただきます。

奥岩委員から、いろんな差別事象があるというものがどういうふうに条文で整理をされ

るのかということと、あとは、SNSですとか、いろんないわゆる対面での人権侵害以外の事象も増えてきてると、そういったものは条文にどういうふうに反映されるのかということであったと思います。

差別事象については、冒頭、松本のほうから申し上げましたとおり、できるだけ具体的な事象を例示をさせていただきたいと思っております。他の自治体でも、表現の仕方は様々であります、様々な、性自認ですとか、カスタマー、いわゆるハラスメントも含めていろんな表現がされてる自治体がございます。これ、できるだけ今の私どもの米子市内の状況に沿った内容にいたしたいというふうに、表現をしていきたいというふうに考えておりますし、また、対面でないネット上、SNS上ですとか、そういった差別事象も増えてきてございますので、そういった行為を取ってはならないということも具体的に明示ができるように、条文の整理はしていきたいというふうに考えております。以上です。

**○塚田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** お願いいたします。これ前回の改正のときに法律のほうも、ここにも書いてあるんですけど、平成28年法施行ありまして少し変わった部分もございますし、今聞かせていただいたんですけど、ハラスメントのほうもパワハラのほうは法律のほうも今あったりとかっていうこともございますので、法の部分がある部分と条例のところで、法律があるんで条例はなくてもいいっていう話ではないんですけど、その辺のところも踏まえた上で、あと、あれですね、男女共同参画のところも踏まえまして、そういったところも踏まえて整理をしていただけたらと思います。

先ほど申し上げましたとおり、かなり広い範囲になるだろうなっていうような条例に読み取れますので、これをどこまで広げるのかっていうところと、別建てでほかの分も今後考えられるのかっていうところもプランの3次改定のところと併せて検証を行っていただけたらと思いますので。ちょっとこれだけですと、今までの条例から何が変わったんだろうなというところが、窓口はぜひつけていただきたいなっていうのはあるんですけど、その辺りをもう一度整理していただいて、12月のときにも案を出していただけるっていうことでしたので、その辺りのところも、関係団体さん、恐らく今回でいきますと部落差別関係だけではなくて、ほかの団体さんの聞き取りもされると思いますので、そういったところもしっかりと意見交換をしていただいて反映していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

**○塚田委員長** ほかがございませんか。

土光委員。

**○土光委員** まず、この条例の改正を検討しているということですが、最初の説明とかぶる部分もあるかもしれませんが、これ、いつ頃から担当課はこの条例の改正が必要だという認識で、そういった改定作業というか、検討を始めたのですか。

**○塚田委員長** 萩原人権政策課長補佐。

**○萩原人権政策課長補佐兼同和対策担当課長補佐** こういった人権課題が多様化しておりまして、そして令和4年度に市民意識調査を行っております。その結果を踏まえて、そしてその辺りから、令和5年度ぐらいから検討をしております。そして令和6年の2月と9月に関係団体との意見交換会を行ったところでございます。

**○塚田委員長** 土光委員。

○土光委員 その検討をするに当たって、これまで関係団体との意見交換を行ったということですが、これ具体的には、どういう団体と意見交換をしたかというのを示していただけますか。

○塚田委員長 萩原人権政策課長補佐。

○萩原人権政策課長補佐兼同和対策担当課長補佐 関係団体ですが、障がい者ですとか部落差別問題、外国人、高齢者、子どもなどの各人権問題の関係団体と行っております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 具体的な団体名とか、後で構いませんので、委員会にというか、どういう団体と意見交換をしたか、できたら、こういった意見が出たかというのを資料として出していただけませんかでしょうか。

○塚田委員長 資料として出せますか。

萩原人権政策課長補佐。

○萩原人権政策課長補佐兼同和対策担当課長補佐 今言われたことについて、資料として後ほどお示しさせていただきます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 これからもこの改定の検討で関係団体との意見交換を行いながらというふうということですが、現時点で、予定としてどういう団体と意見交換をしようというのがありますでしょうか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長 先ほど御説明いたしました各課題のほうの団体と早々に今月中には意見交換を行って、条例案の取りまとめを急ぎたいと考えております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 これからどういう団体と意見交換をする予定か。例えば、これまでやった団体と再度という意味、もし、それは資料として出していただけるので、それ以外に新たな団体も考えているというのがあれば言ってください。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長 先ほどの説明の中でありました具体的に意見交換に入っていたいてる団体でございますが、同和問題といたしまして部落解放同盟に入っていております。それから外国人ということで、在日朝鮮人……。

○土光委員 だから今までやったのは資料で出していただけたら、それは今はいいいです。これからの意見交換をやるということなので、これまでやった団体以外に新たな団体も予定しているんだったら、それを示していただけないかということです。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長 失礼いたしました。これまでいただいた団体と同じ団体ということで、意見交換を早々にしたいと考えております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 新たな団体は現時点では考えてないということですね。

それから、それに関して、ちょっとどういう団体と意見交換をこれまでしたのかはちゃんと知らないの、例えば、それ以外の団体がこういった米子市の動きを知って、つまり条例改正をしようという動きに際して、ぜひ意見を言いたいというそういう団体があれば、

それは基本的に受け入れていただけたらと思っていいんですか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長 当然条例改正ということで、その後にパブリックコメントということを行いますので、そういったところでまた意見としてお寄せいただければと考えております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 パブコメは手続としてするんですよ。でも、そのことを今聞いてません。これまでも意見交換をして、条例の改正の骨子というか、それをつくるに当たって各様々な団体の意見交換している、だから、これまで聞いていない団体から、ぜひ自分たちの思いを伝えたい、そういった申入れがあれば、それは意見を聞くという姿勢だと思っていいですか。その辺の対応をどういうふうにされますか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長 そういったお声をいただきましたら、御意見としてお伺いをしたいと考えております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 それから、これはちょっと細かいのですが、この今日の資料の文言で、(2)かな、前文の新設ということで新旧の新、2行目で「あらゆる人権侵害をなくすという本市の姿勢を明確化する」という文章に関してですが、私が思うに、つまり本市の姿勢として、あらゆる人権侵害をなくすではなくて、そういった人権侵害を許さない、そういった文言のほうが、これ条例の文章じゃないからそんなに細かいことを言っても仕方がないかもしれませんが、市の姿勢としては、なくすんじゃない、そういった人権侵害の行為を許さない、そういった姿勢を明確にするというほうがリアルに伝わると私は思ったのですが、いかがですか。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 今の御指摘につきましては、現状の条例でも、第1条の目的のところにも、そういったものが許されないということは姿勢としては明示されているところであります。その上で、差別をなくすんだということを、今は条文の形のみで整理しておりますが、前文で理念としてお示しをして、改めてそこを市の姿勢としてお示しをしたいということで今回整理をさせていただこうと思っておりますので、これまで同様、そういった人権侵害は許されない、そして差別をなくすという姿勢は引き続き持ち続けていきたい、また、前文でもお示しをしたいというふうに考えております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。私の意見としてということも含めて、市の姿勢としては、そういった人権侵害の行為を許さない、そういった姿勢を明確に条文でしていただければいいかなというふうに思います。

それから、資料の(4)、先ほどやり取りでも出ましたが、人権侵害行為を行ってはない旨ということで、人権侵害行為の具体例を示す、先ほど部長の答弁で例示をするという、ちょっとこれに関して、ある意味で私の聞こうとしたことに関して回答をいただいたように思うのですが、再度聞きますが、条例で、つまり人権侵害行為、あくまでもこういった例示として具体例を示すという考え方。最初聞いたかったのは、この条例の対象にな

る行為を、つまり定義と言っていいのかな、人権侵害の行為、条例上これだというふうにはっきり示して、これはしてはならない、こういうことをすると条例違反になるという意味での具体例を示すか、単なる例示化というのを最初ちょっと思ったのですが、先ほどの部長の答弁では、あくまでも例示を示す、市民に対してどういったことが人権行為の違反になるかというのを例示として示す、条例で示す、そういったことになるというふうな答弁だったのですが、そういった内容になると理解していいですか。確認です。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 例示をさせていただくということは御指摘のとおりではありませんが、例示をするだけではなくて、当然そういった行為が許されないと、してはならないということは条文上できちんと整理をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 例示にしても、これ具体的に、何をどういう行為をそれが人権侵害行為に該当するのかとか、どれを取り上げるのか、いろいろこれ難しいんじゃないかと思うのですが、これを検討するに当たって、何か有識者とか、そういったことに聞くとか、どういうふうな検討方法でこの例示というのを条文に入れ込もうとしていますか。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 まず、昨年度策定をいたしました人権施策基本方針の中で、いわゆる差別事象が非常に多様化してると。その際に、差別事象というのを具体的に例示としてかなり細分化をいたしました。1つそれが参考になるんであろうというふうに考えております。

また、先ほど来御指摘ございますが、関係団体の意見といえますか、関係する皆様方からの御意見も当然ながら反映をしていかなければいけないと思っております。そういったこれまでの私どもの対策の整理、また、皆様方の御意見などを踏まえて最終的には整理をしていきたいというふうに考えております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。

それから、資料の（５）条例第５条のところで、相談体制の充実ということで、人権相談窓口を設置する。これ、現時点で人権侵害行為があつて、市民から米子市に相談というか、訴えようとする、現時点ではどこが受ける、窓口はどこになっているんですか。

○塚田委員長 萩原人権政策課長補佐。

○萩原人権政策課長補佐兼同和対策担当課長補佐 人権政策課のほうで人権相談を行っております。その中で、そこで受付を受けておりまして、そしてその際には、人権侵害行為を受けた方に対して相談をお受けするとともに、人権政策課が主となって関係課ですとか関係機関、団体と連携を行いながら対応しております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 人権政策課がというか、これ実際に相談を受ける、対応する人というのは今は決まっているのですか。

○塚田委員長 萩原人権政策課長補佐。

○萩原人権政策課長補佐兼同和対策担当課長補佐 現在、人権政策課の事務職員が相談を



お受けしております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。

今回、条例改正で人権相談窓口を設置するということになると、何が変わりますか。

○塚田委員長 萩原人権政策課長補佐。

○萩原人権政策課長補佐兼同和対策担当課長補佐 このたび相談支援体制を強化しようと考えております。相談者に寄り添いながら解決方法を検討して助言を行う、そしてその際、必要な機関へ照会、取次ぎを行う場合には、円滑な取次ぎができるように、庁内はもとより、関係機関との連携をさらに深めてまいりたいと考えております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 これまでも多分そうしているんじゃないかと思うのですが、具体的に聞きます。窓口を設けて、専門のというか、それ対応の相談員を設置しますか。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 まずは、何が変わるかということですが、専門性のある相談が受けれるよう、一定程度ですけども、一定程度受けれるような個別の専門窓口としてまずは設けたいということが1つございます。もちろんそういった個別の窓口として設ける以上は、やはり一定の専門性のあるスタッフというのが必要になってまいります。現状は人権の事務職員が行っておりますが、ここの人員体制というのを強化をしていくと、場合によっては専門性のある方を雇用させていただくということも、これは予算が絡む話ですので、また議会で御相談をしながらということになりますが、このようなことも視野に条文の整理を行っているところであります。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 だから、窓口を設けて、その相談を受ける専門のスタッフを配置するということを考えている。当然これは予算が伴うことなので、多分今断言はできないと思うけど、一応担当課としてはそういう方向で考えているということですね。分かりました。

委員長。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 これ意見ですが、この専門の相談員、スタッフを設置するときに、ぜひ、これ正規雇用で、専門性が必要だし、長期間のいろんな経験を積むことが必要な職員になると思いますので、正規雇用、正職ということで考えていくのが私はいいいのではないかと思います。意見として言います。

それから、あと、この条例上の罰則のことですが、今日の資料では、(4)のところで、例示を設けるに当たって罰則を科すためのものではないというふうに書いてあるのですが、この条例そのもので、多分条例で例示の形でも人権侵害行為はこれだというふうに明示して、これに実際に反するような行為があったことに関して、条例上、罰則というのは設けるということは考えているのですか、それともそこまでは考えていないのですか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長 先ほどの説明と繰り返しにはなりますけれども、では、どこからがというと、なかなかその辺、慎重に議論する必要もございまして、現在では、罰則を科すということではそういった規定は考えておりません。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 その現在ではというのは、今後、条例改正についていろいろ意見聞いたりとか検討すると思いますが、それによっては、罰則が必要だと思えばそういうことも考えるということですか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長 また国のほうにおきましても、どういったことがそういった人権侵害に当たって、罰則というようなことも含めまして、そういったものが議論が深まりましたら、その時点で検討してまいりたいと思います。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 議論が深まったその時点ではというのは、これ条例改正の後の話をしてるんですか、条例改正に当たってそういったことをきちんとして検討するんですか。つまり今回の条例改正で、基本的に罰則規定は設けないという前提で検討しているのか、必要によってはそういったことも考えていく、どちらかというのが聞きたい内容です。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 罰則を設けるか設けないかということに関しましては、少なくとも今回の条例改正においては罰則を設けることは考えておりません。これまでも様々な検討を進めていく中で、抑止力をいかに高めていくかというのが一つのテーマではありました。各自治体も非常に努力をされてる中であって、一部自治体、具体的には川崎市とかで罰則を設けておるところがあります。ヘイトスピーチの関係ですが。ただ、運用を拝見いたしますと、なかなか運用がし切れていないと。なぜかという、そもそもこれが差別に該当するのかどうかというところの検証といいますか、確定というのがやはり司法でないと難しいということもあって、なかなか条例の精神がしっかり発揮できないというようなケースも多々あるようでございます。

私どもとしては、まずは、先ほど来申し上げております、どういったものが差別事象に当たるのか、また、そういうことはしていけないんだ、また、仮にあった場合には、しっかりと相談体制を取っていくんだということを市民の皆さん方に明示をすることで抑止力の向上につなげていきたいというふうに考えてるところでありまして、現段階では、現段階といいますか、今回の改正では罰則の規定を設けることは考えておりません。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 考え方は分かりました。

私も罰則を設ける設けないというのは様々な議論が必要だというふうに思っています。今、例として川崎市のヘイトスピーチの例で、あそこは罰則規定を設けてる、ほかの自治体は、そういったヘイトスピーチに対応する条例があるけど、罰則規定を設けていないところがある。逆に言うと、川崎市はなぜ罰則を設けたのか。つまり設けないと実効性がなかなか生まれない、そういうふうな議論の下で罰則を設けたのではないかと考えています。だから、最初に言いましたけど、米子市のこの条例としては、あらゆる人権侵害をなくす、許さないというために、本当に罰則規定がなくてもそれができるのか、場合によっては必要なのか、そういった議論は、この条例改正のことだけではなくて、これからも議論が必要ではないかというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

**○佐々木総合政策部長** これは国の法律ともよく整合性は取っていく必要があると思いますが、そもそもこういった差別事象というのは特定というのがどこまでできるのかと。例えばハラスメントの話につきましても、どこまでがハラスメントでどこまでがハラスメントじゃないのかというところは、行政でなかなか判断がしかねる部分というのは当然ございます。そこにあえて労力を費やすというよりは、事前の抑止力といいますか、理念、考え方等をしっかりと市民の皆さん方に浸透を図っていくということ、また、仮に何かあった際には、しっかりとそのケア、セーフティネットというのを取っていくということ、そこに私どもとしては力を入れていきたいということが今回の条例改正の趣旨であります。罰則の考え方につきましては、他の自治体ですとか国の動向を見極めながら今後の検討課題としたいというふうに考えております。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 最後に、これは私の意見になりますが、今のこのあらゆる差別をなくす条例で包括的で考え方を示していると、そういった条例だと思います。米子市の考え方を示す。ただ、この条例で、実際に差別を受けた人が何らかの対応をしようと思っても、大体何が差別かが明示されていない。差別を受けたときに、どう対応していいのか全然分からない。だから、今の条例では、差別を実際に受けた人が、この条例をある意味で武器としてこの条例を基に具体的な対応を取ろうと思って、なかなかそれができないという欠点が私はあるとずっと思っていました。

だから、今回の改正に当たって、差別、何が差別かということに関しては例示をする、ぜひそういうのをきちんとしていただきたいと思いますし、どういう対応をするかということに関して、専門のスタッフをつけるという、相談員をつけるというそういう考え方なので、単に受けて、担当をどこどこですみたいにとっさに回すのではなくて、相談員がそれにどう対応するかということも含めて、きちっと相談できる体制、そういった専門性がある相談員を配置していただきたいというふうに思います。意見です。

**○塚田委員長** ほかがございませんか。

徳田委員。

**○徳田委員** 私のほうからは、要望と提案という格好でちょっとさせていただきたいんですが、今回の改正の一番の趣旨というのは、現状のあらゆる事象の差別解消に向けてということが一番の根本理念だと思いますので、それを踏まえた格好で、大きい2の今後のスケジュールの中で、各関係団体との意見交換を行いながらということでございますので、それはよろしくお願ひしたいと思うんですが、ゴールは12月定例会議案上程ということを出ておるんですけども、具体的な意見交換のスケジュールだとか、その辺も分かる範囲で結構ですので、例えば、これから向こうでいきますと、今月をはねたところでいきますと2か月あるかないかという感じでございます。その2か月間の間で、こういった頻度で関係団体との意見交換を行うのか、定例会の議案上程までのところでの委員会報告はどういった頻度でしていただけるのかということ、いま一度ちょっと教えていただきたいなということでございます。

**○塚田委員長** 佐々木総合政策部長。

**○佐々木総合政策部長** まずは、関係団体の意見についてですけども、先ほど担当のほうから御説明申し上げました、来週からもうスタートしたいというふうに考えております。

これまで議論を継続をしてきた団体をまずは手始めに進めてまいります。

今後でございますけれども、可能であれば9月の常任委員会において条文案をお示しをさせていただきたいというふうに思っております。その後、パブリックコメントということで、これは多くの方に御意見を伺う機会を設けたいと思っておりますが、それと並行する形で、御希望のある関係団体の皆様方との意見交換を行っていきます。その後、11月の委員会の際には、パブリックコメントの意見、あるいは関係のある人の意見というのが集約できて、集約しておかなければいけないというふうに考えておりますので、11月の委員会において皆様方の御意見を踏まえた改正案というのを改めてお示しをさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

**○塚田委員長** 徳田委員。

**○徳田委員** 法改正とはいえ、条例というのは地方自治の法律でございますので、以上のちょっと提案させていただいたところでございます。分かりました。よろしくお願いします。

**○塚田委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○塚田委員長** ないようですので、総合政策部からの報告を終わります。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時44分 休憩**

**午前10時46分 再開**

**○塚田委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

総務部から、産業廃棄物管理型最終処分場整備に伴う市有地買取の申出への対応について、当局からの説明を求めます。

角総務管財課長。

**○角総務管財課長** それでは、資料の説明をさせていただきます。

お手元の資料を御覧ください。産業廃棄物管理型最終処分場整備に伴う市有地買取の申出への対応についてでございます。令和7年7月16日付で鳥取県環境管理事業センターから、産業廃棄物管理型最終処分場の整備に伴い、当該予定地の一部に該当する市有地の買取り申出があったことにつきまして、さきの7月22日開催の総務政策委員会において御説明いたしましたところでございますが、本資料のとおり、売り払う方向で調整を進めてまいりますことを御報告いたします。

初めに、1番目、改めてになりますが、申出の概要について御説明いたします。

対象地は、米子市淀江町小波434の2の一部で、面積は、概算値でございますが、1万951平米でございます。買取り希望価格は、こちらも概算額ではございますが、1,214万円でございます。買取り希望の時期は、令和8年度でございます。買取りの申出の理由でございますが、より経済的、かつ長期的に安定した処分場運営のためとされております。

次に、2番目、本市の対応方針について御説明いたします。

当該対象地は、既にセンターに対して産業廃棄物管理型最終処分場の設置に係る事業計画用地としての使用を承諾した土地でございます。また、本市は、遊休地については売払いを原則としており、当該対象地は将来的な利活用計画がない遊休地であることから、鑑

定評価に基づく適正な価格により売り払う方向で事務を進めてまいります。

次に、3番目、今後の予定について御説明いたします。

当該対象地の測量の確定の後、センターと価格等について協議し、法令等を踏まえ、必要な手続を経た上で売買契約を行う予定でございます。

最後に、その他について御説明いたします。

令和7年3月29日に締結されました環境保全協定におきまして、本市は、センターの処分場業務に伴い、地域の生活環境に支障が生じていないことを確認するとともに、関係6自治会における本協定に定める権利の行使等、その他本事業に関連する地域振興の実施に際し、必要に応じて支援をするものと定められております。今回の市有地の売払いは、この本市の役割を変更するものではないことを申し添えます。

説明は以上でございます。

**○塚田委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、意見を求めます。

安達委員。

**○安達委員** 今、説明を受けたんですけれども、測量がまだ未確定というふうに聞き取ったんですが、これは、今の段階でこのような今、課長から数字を言われましたけれども、測量業務が完了するのはいつを予定してるのか、そのことがまず1点教えてもらいたいです。

**○塚田委員長** 角総務管財課長。

**○角総務管財課長** 測量が終わる時期の目安でございますけれども、正確な時期につきましてはまだ承知しておりませんが、市から回答の後、事務手続としては数か月程度かかるものと伺っております。以上でございます。

**○塚田委員長** 安達委員。

**○安達委員** でもって、今の時点でこのような概算値を今、面積も、それから売買価格ですか、希望価格も示されたんですが、この数字が大きく変わらない前提で今日の資料等を説明を受けたという認識をしたいんですが、あくまでも、先ほど言いましたように、測量が決まっていのに数字を定めるのはいかなもんなかなと思って聞いたところです。業務が終了して、数字が確定しましたと、面積はこのような面積が確定しましたっていうことでもって資料を、また、資料の中身を説明するのが本意じゃないかなと思って繰り返しの質問をしました。

今後のことなんですけれども、時期は二、三か月かかるという部分で、それを見越しながらこれから予定を立てて、また確定しなきゃいけないんでしょうけれども、今の時点でさらに聞く部分としては、地域振興、地元の6自治会ですか、そこと本協定を定める権利行使等が定まっていますよということなんです、ほかの団体、以前は農業団体とか農業者とかも含めていろいろ説明を聞いたこともあるんですが、いわゆる地域振興ということは、この時点でどのようなことを事業メニューに考えておられるか聞きたいんですが。

**○塚田委員長** 長井環境政策課主任。

**○長井環境政策課主任** 地域振興事業についてのお尋ねでございます。

地域振興事業につきましては、環境管理事業センター、事業主体のほうがこの計画をつくっておられまして、そして鳥取県に提出をされ、鳥取県が同意して今後事業を進めてい

くというようなスキームになっております。この地域振興事業の内容につきましては、各関係6自治会、こちらのほうから要望が出されまして、それをセンターが取りまとめて事業計画としてまとめられております。この内容につきましては、公民館でありますとか水路、道路等、そういったものを含めながら地域がよくなるようにということで、今後、市も伴走支援しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

**○塚田委員長** 安達委員。

**○安達委員** 分かりました。今答えをもらったところで、市は伴走支援だということですね、そこをはっきり確認していきたいと思います。以上です。

**○塚田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 御説明にもありましたとおり、前回センターさんのほうから申出があって、今後、対応方針をまた委員会のほうで報告しますよということでしたので、今回、売却の方針でってということで、報告ということで承りました。

先ほど安達委員さんからも質問があって御説明もあったんですけど、今後また都度都度御報告されたりとかいろいろあると思うんですけど、次の委員会に対する報告ってなると、今度は、測量が終わって、面積と、あとは、先方さんからの買取り希望価格はこれだけど、市としてはこれですよっていうのを出されるというようなタイミングで、また報告があるっていうふうに考えたらよろしいですかね。

**○塚田委員長** 角総務管財課長。

**○角総務管財課長** 次の委員会の報告の時期についてのお問合せでございますけれども、現時点ではいつということがまだ見えておりませんけれども、また必要に応じて考えてまいりたいと思います。以上でございます。

**○塚田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 繰り返しになるんですが、今回はセンターさんからの申出が前回あったんで報告をいただいた。そのときに、市としてどういう方針をするか、また報告をされますってということで、今回の報告は売却の方針ですよっていう報告、次は、今後の予定にも書いてあったんですけど、測量後についてということでしたんで、いついつありますかっていう質問ではなくて、この測量が終わって、価格もある程度市の考えの価格も出てってところで次を報告されますかっていうことなんですけど、この大きい3番の今後の予定のところで、これが決まったら次報告ですよっていう確認だったんですけど。

**○塚田委員長** 角総務管財課長。

**○角総務管財課長** 委員会の報告の時期についての改めてのお問合せでございますが、3の今後の予定に書いておりますとおり、法令等、必要な手続を経て売買契約を考えておりますので、そのタイミングでまた御報告をしたいと考えております。以上でございます。

**○塚田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 時期を聞いてるわけではなくて、何回も言うんですけど、今回は売却の方針を決めましたよっていう報告、次は、今回の今後の予定のところに書いてある事項が固まったらまた報告がありますよっていうことなので、それでよろしいですよ。先ほどの答弁だと多分そうかなと思うんですけど。

**○塚田委員長** 角総務管財課長。

**○角総務管財課長** おっしゃるとおりでございます。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 そういたしますと、今回は、前回の申出を受けて、前回の段階では、市のほうとしても、どういうふうにするかっていうのがまだはっきり決まってない、これから考えます、検討しますというところだったんですけど、今回は、それを踏まえて売却が妥当であろうというところで、そこまでは方針を固められた。今後は、売却に向けて考えていきますよ、細かいところを詰めていきますよっていうところで認識しましたので、前回いろいろとお話はあって、売却なのか、賃貸、貸出しなのか、何かいろいろ意見もあったような記憶もあるんですけど、これで、今後、センターさんからはいろいろと考えた上で、ここを使わせてほしいというような申出が出て、市としては売却が妥当だろうというような方針が出たということですので、また次の報告のところで、じゃあ、実際のところ、その面積がどうなのかっていうのと、売却の価格がどうなのかっていうところの妥当性なのか、あとは、これ最終処分場になりますので、市民の皆様、県民の皆さんに対してのサービスの妥当性と考えたときに、そのところがどうなのかっていうところを次の報告のところでもきちっと見させていただきたいと思いますので、今回は方針が決まったところで、細かいところをこれからどんどん詰めていかれるというところだと思いますし、先方さんとの協議もあるかと思いますが、そのところは、しっかり協議をしていただいて、皆さんにとって必要な施設だと思っておりますので、そういったところがきちっと加味されたような対応になるようにしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○塚田委員長 ほかに。

徳田委員。

○徳田委員 お示しいただいた2の対応方針ということで、先ほど奥岩委員が質問された内容と若干かぶる部分があるんですが、この「鑑定評価に基づく」というところがございしますが、これは、まず1点目、不動産鑑定士に基づく鑑定評価ということなのかというのが1点目の質問です。

続いて、2点目ですが、実際センターからの買取り希望価格が1,214万円、概算値ということで、あくまでもセンターからの買取り申出価格ということでございますが、これ、かなり鑑定評価と実際プラス・マイナスを含めたところで乖離があった場合、どのような方針で臨まれるのかなっていうところで、以上2点ちょっとお聞きしたいと思います。

○塚田委員長 角総務管財課長。

○角総務管財課長 まず、1点目でございますけれども、価格は、先方が示されている買取り希望価格は不動産鑑定士の鑑定評価によるものでございます。

2点目、その概算値の方針といいますか、差があった場合ということでございますけれども、今、センターのほうからの買取りの希望価格っていうのは、まず、不動産鑑定士、不動産鑑定評価によるものだというふうに聞いておりますので、これは1つ、国家資格を持たれた鑑定士による価格というところで、適正な価格といいますか、価格だというふうに考えております。以上でございます。

○塚田委員長 徳田委員。

○徳田委員 すみません、もし、もしですけど、乖離があった場合はどういう方針で臨まれるのかっていうことをちょっとお聞きしたいと。

○塚田委員長 角総務管財課長。

○角総務管財課長 その価格の乖離があった場合というお尋ねでございますが、こちら市の鑑定評価のほうも取るというふうに前回御報告させていただいたところでございますが、それと乖離があった場合ということでのちょっと答弁をさせていただきたいと思います。

その価格に差があった場合は、より評価額の高いほう、市にとって有利な価格になるほうということで考えてまいる考えでございます。以上でございます。

○塚田委員長 徳田委員。

○徳田委員 分かりました。よろしくお願いします。

○塚田委員長 ほかにございますか。

森田委員。

○森田委員 こういう対応方針でやっていかれるという話で御報告いただいたと思うんですけれども、関係6自治会さんとのコミュニケーションを何かセンターさんが取られるものと認識しているというような話が、前回の7月の委員会のときにあったと記憶をしているんですけれども、こういった関係6自治会さんとのコミュニケーションっていうのは今後どういったタイミングで取られるのかっていうところが、もしセンターさんから何か聞いていたりとか、米子市のほうでこういう対応をしますっていうところがあれば、お聞きしたいなというふうに思います。

○塚田委員長 角総務管財課長。

○角総務管財課長 関係6自治会との連携、連絡というところになりますけれども、前回7月22日に閉会中の総務政策委員会のほうを開催いただきまして、そこで、その総務政策委員会後に、まず、関係6自治会に対しまして、7月16日にセンターから市有地の買取りの申出があり、そして22日の市議会に説明をさせていただいたことを報告しております。その後、本日、総務政策委員会のほうに、そのセンターからの買取りの申出に対しまして、本市の回答方針を市議会のほうに説明するというをお伝えしております。

今後の予定については、現時点では未定でございます。以上でございます。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 未定ということで、スタンスも変わらないですし、設置されるのは、借地であろうが、買い取られた後の土地であろうが、設置されるのは設置されるということなんですけれども、やはり丁寧にコミュニケーションを取っていただくように、これはお願いをしておきたいと思います。以上です。

○塚田委員長 ほかにございますか。

土光委員。

○土光委員 前回の委員会で……。

○塚田委員長 マイクをお願いします。

○土光委員 前回の委員会でセンターから買取りの申出があったの報告、今回は、米子市としては、売却、つまり貸付けではなくて売却をするというのが今回の内容だと思うのですが、そこをもうちょっとちゃんと聞きたいのですが、米子市として貸付けではなくて売却することにしたという理由なのですが、今日の資料では、理由としては、遊休地だから売り払う。それが原則だから、それ以上のことは書いていないのですが、もう少し貸付け、買取り、それぞれ市として、どういう検討して、売却のほう市としていろんな意味でよ



りいいと判断したかというのを説明していただけますか。

○塚田委員長 角総務管財課長。

○角総務管財課長 本市の対応方針、買取りについての賃貸との比較検討ということでの  
お問合せでございますけれども、繰り返しの答弁になりますけれども、本市のほうでの遊  
休普通財産、遊休資産の取扱いにつきましては、原則売買ということを基本にしております  
ので、そのように判断したところでございます。また、センターからの申出につきまし  
ても、今回は賃貸ではなく買取りということで申出がございましたので、賃貸というこ  
とではなく、買取りということで検討したところでございます。以上でございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 まず、今日の資料で、遊休地は売払いを原則、これは本市、市の考え方です  
か。この考え方を何か具体的にそれを示してるものが市としてあるんですか。

○塚田委員長 角総務管財課長。

○角総務管財課長 市のその方針についてのお問合せでございますけれども、特に書面等  
に例規といいますか、そういったものに示してるということではございませんけれども、  
本市の遊休資産の取扱いは売払いが原則であるとしているところでございます。以上で  
ございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 遊休地の定義は何ですか。何をもって遊休地というふうに判断するんですか。

○塚田委員長 角総務管財課長。

○角総務管財課長 遊休地の考え方についてでございますけれども、特に利活用の計画等  
がなく、普通財産として市が管理しておる土地のことを指すものでございます。以上で  
ございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 米子市の市有の土地で、ここは遊休地だというふうに今回の対象の場所ね、  
それ以外にも米子市の土地で遊休地というのはそれなりにあるんですか。

○塚田委員長 角総務管財課長。

○角総務管財課長 本市の遊休地についてのお問合せでございますが、本件以外にも遊休  
地、いわゆる普通財産として管理してる土地はございます。以上でございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 いや、普通財産イコール遊休地ではないですよね。普通財産の中で、特に今  
言った遊休地に該当するようなものはここ以外にもあるんですか。

○塚田委員長 角総務管財課長。

○角総務管財課長 そのとおりでございます。ございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 これ資料として後ほど出していただけますか。米子市として、市有地で多  
分普通財産だと思うけど、そのうち市は遊休地だというふうに判断している土地の一覧と  
いうか、出していただきたいんですが、いいですか。

○塚田委員長 角総務管財課長。

○角総務管財課長 承知しました。資料提供したいと思います。

○塚田委員長 土光委員。

**○土光委員** 今回の対象の土地なんですが、今日の説明で、「当該対象地は、将来的な利活用計画がない」というふうに書いてますが、これ、その土地、センターが産廃の用地として使いたい、使うというそういった計画が現に存在しますよね。遊休地ではないでしょ。

**○塚田委員長** 角総務管財課長。

**○角総務管財課長** 計画地にある土地ということで、遊休地ではないのではないかとのお問合せでございますけれども、現時点で市が管理しております土地ということで、市が単独で目的を持って使うという土地ではないという意味合いでございます。以上でございます。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** ちょっと話が広がって、これ今回言うだけにしますが、例えばゴルフ場の用地、あれ市の土地ですよ。貸してて、それなりの賃料が入ってる。でも、市として、あの土地を将来的にどう利活用するか、計画ないですよ。ないですよ、貸すという方針だけで、市してあの土地をどう利活用するか、その計画は存在しないと思います。何か多分ゴルフ場の用地は私は遊休地だと思いませんが、そういった意味で、ここも遊休地だというふうに言うてしまうのはどうかなというふうにちょっと思います。

これは感想として、それ以上ちょっとやり取りするつもりはないので、私が聞きたいのは、やはり、産廃計画が実現するという前提の話でしますが、売却するか、貸すかの選択で、遊休地だからというのは決定的な理由にはならないと思うんですよ。貸して賃料が入るんだったらそれも有効利用だし、だからその辺、もう少し市として、貸すよりも売却したほうがこういったメリットがある、市民にとってこういったメリットがあるというのをやっぱりちゃんと説明してもらわないと、単に遊休地だからでは私はなかなか納得できないです。

センターは何で買いたいかというと、より経済的だと言ってますよね。センターは、借りるよりも買ったほうが安上がりだと言ってるんですよ。貸すよりも売るほうがセンターにとってはより経済的だというのは、米子市にとってみれば、金額でいえば、より少ない金額しか入らないということとイコールですよ。その点に関して米子市はどういうふうに考えているか。

それから、センターの理由で、長期的に安定した処分場運営、そりゃ持ってるほうが確実かもしれないけども、賃貸だって、きちんとした契約書を結べば、ちゃんと一定期間使えるというのは確定すると思います。だから、センターの経済的、長期的安定だから売却、センターはそう思うんだろうけど、米子市もそうだねというふうに同意するんだったら、やっぱり市としての考え方、理由が私は要と思うんです。その辺いかがですか。

**○塚田委員長** 角総務管財課長。

**○角総務管財課長** 買取りと賃貸の差についての市の考えというところでございますけれども、センターのほうの、より経済的っていうところで、売買のほうは支出が抑えられるという御意見をお伺いしております。ここにつきましても、恐らくその積算の詳細というのは承知しておりませんが、事業の期間というものも考えて算出されてるのではないかと思いますけれども、賃貸をした場合の計算の仕方といいますか、そういった部分が詳細が分かりませんので、そちらのほうは市にとってより経済的ではないということになるのかどうかっていうのはちょっと詳細が分かりませんが、また、賃貸というこ

とになりますと、また市が持ち続けるということは、その管理っていう部分も出てこようかと思しますので、売買ということで考えてるところでございます。

**○塚田委員長** 藤岡総務部長。

**○藤岡総務部長** まず前提としましては、センターから買取りの申出がありましたので、それを検討したということがございます。

そして、賃貸の御意見、委員のほうからありましたけれど、遊休地でございます。貸しましたら、賃貸借、その後の土地の利用も改めて遊休地をどうするかを考えていくということになります。時点が動くということでありまして、基本的には遊休地につきましては、先ほど課長が申しましたように、市としては売払いを原則としております。そして、この土地でございますけれど、遊休地の御説明もしましたけれど、将来的に市としての利活用の計画を現在持っておりませんので、この土地については売買が市の方針として原則である。それに対して、センターのほうから買取りの申出をいただいたというのが今回の市有地買取りの申出に対する対応でございます。以上です。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 売却か、貸付けかの判断のポイントは、1つは、それによって米子市として幾ら収入が期待できるか、当然それが1つのポイントだと思います。もう一つは、先ほど部長が言われたとおりで、これ産廃処分、47年間ぐらい想定されて、その後の跡地利用をどうするか、これは売却と貸付けでは全然前提が変わってきます。売却だったら、もうセンターがどうするかで、米子市ははっきり言って関係ない。貸付けだったら、その50年後、それは米子市、貸付けの契約期間が終われば、産廃処分場跡地の市有地がある、そこをどう使うか。当然今は計画はないかもしれないけど、そこを有効に使えるかどうか、そういった検討はしないといけないと思うんです。だから跡地をどうするかというのが大きなポイントだと思います。だからポイントは、幾ら収入が想定されるか、売却か、貸付け、跡地をどうするか。

私はもう一つの視点があると思って、産廃処分場50年間運営されます。米子市の立場は、環境保全協定、ここにも書いてますが、一応ははっきりしてます。ただし、売却すると、市としての関与できる部分は、もう実際ほとんどないんですよ。もう環境保全協定に書いてるとおり、米子市としては、そこに、市内にあるということだけで、何も関与ができない。でも、もし貸付けだとすると、その貸付けの条件として、周辺関係住民とか市民にとってきちんと安全・安心を守るためにこういうことをするという条件はつけることができると思うんですよ。貸付けだったら、そういう条件において貸し付けるというか。だから、ある程度米子市も、市民の安心・安全のために関与する手がかりが貸付けだったらできるのではないかと、私はそれももう一つの視点だと思ってます。

まず、最初の経済的な収入が幾ら期待できるかと言って、これはセンターが言ってるんだから、借りるよりも買ったほうが安上がりだと言ってるんだから、米子市にとってみれば、当然売るよりも貸し付けたほうが収入が多い、これははっきり言って確定してると思いますが、事実としてそう思いませんか。

**○塚田委員長** 角総務管財課長。

**○角総務管財課長** 今、委員が言われました、事業期間があるということで言っておられましたので、それを踏まえると、ちょっと詳細は分かりませんが、恐らくその事

業期間終了後も発生する経費というのものではないかと思うので、今計算されている売買と賃貸との差という部分がどのように変わっていくのかというの分らない部分もまだございます。そういうところで、その金額差というものが市にとって経済的ではないということは、現時点ではコメントは控えさせていただきたいと思います。以上でございます。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** いや、これはセンターはそういう検討をしていますよ。買った場合はどのくらいの経費が要るか、借りた場合はどのくらい、つまり47年間を想定して、それはやっぱりセンターにちゃんと聞く必要が私はあると思います。

それから、今言った事業期間終了後の話をすると、終了後だったら、売った場合は何の米子市は権限ないですね。貸付けの場合は、市有地として土地が残るわけだから、貸し付けたほうが資産としてはそれは存在する。売った場合は何もない。だから、その2つだけを比べても、そこだけ見ると貸し付けたほうが市の土地は残るとあると思いますが、そこまでは今検討はする必要ないと思います。47年間、売ってしまう、売れば、例えば固定資産税とか入りますから、いろいろありますから、貸し付けたら固定資産税は入らないけど、借地料は入る、そういった検討は事業センターはしていますよ。しているんですよ。だから、その辺はある意味でざっくりばらんに、経済的な面、売却価格もそういったことを考慮を私はしてもいいと思うので、そこはちゃんと、分からないではなくて、センターにきちっと問合せをしていただきたい。

検討してるのは、これセンターから私は資料を頂いてるので、売った場合の経費はどのくらい想定されるか、それから借りた場合の経費はどのくらい想定されるか、税金とか、あらゆることを含めてそういったちゃんと比較検討していますよ。その結果、買ったほうがより経済的だと判断してるんですよ。だから、その辺は、やはりちゃんとセンターと協議をする必要が私はあると思いますので、ぜひそれはやってください、売却というふうに決定する前に。

最大のポイントは、私は跡地利用だと思います。これは前回の委員会のある意味で宿題だと私は思ってます。跡地利用に関して、環境保全協定書に、14条の3項、これ改めて読みますね。こういった文言があるから、これ跡地利用のことを何か決めてるんですよ。ただ、何をどう決めてるか全然私は理解できないから説明してくださいと言ったら、市も説明できないと言ったんですよ。だから次の委員会では分かるように説明してくださいねと言ってるので、これは本当に跡地利用をどうするかということで大きなポイントで、売る買うは大きな判断材料になると思いますので、その説明をお願いしたいと思います。

まず、読みますね。環境保全協定書の14条の第3項です。こう書いてあります。「処分場の埋立を終了した後は、農地としての利用が予定されている」、はっきり書いてます。「農地としての利用が予定されていることから、乙は」、これ事業センターのことです。事業センターは、「廃棄物の埋立の終了した表面から約1メートル厚さの覆土を実施した後に、土地所有者に返還する」と書いてる。ここで、私も、これぜひ説明いただきたいのは、農地として利用されていると、環境保全協定書、これは関係自治体、事業センター、県、市、4者の署名の文書です。これは、農地としてあそこは跡地を使うということは4者の共通認識になっているというふうに読めるのですが、本当にそうなんですかということ。

もう一つは、「土地所有者に返還する」と、返還すると書いてるんですよ。これどういう意味か。もし全部売ってしまったら、土地所有者は事業センターですよ。だから終了した時点の土地所有者だったら返還も何もないですよ。これが計画開始の時点、例えば今の時点、米子市は土地所有者、地権者ですよ。その時点の土地所有者にという意味だったらいい悪いは別にして一応意味は分かるんですが、その辺の、この「土地所有者に返還するものとする」という、これはどういう意味なんですかという、その2点説明をお願いします。

**○塚田委員長** 足立環境政策課長。

**○足立市民生活部次長兼環境政策課長** そうしますと、環境保全協定第14条第3項をどう解釈するかということについてでございます。

この14条第3項の解釈についてでございますが、その締結時点において、土地の取扱いについてですけれども、決定されているわけではなくて、様々な可能性を考えて策定されております。それで、環境管理事業センターのほうに条文の内容を確認させていただきました。当然うちも知っとるべきことだということを土光委員さん言われました。そのとおりだと思いますが、若干この前答ええなかったので、確認させていただきました。

確認しましたところ、もともと農地として持つておられた地権者もおられることから、返還後に農地として使用できるように1メートルの覆土をする計画であると。それゆえに、全体を1メートルの覆土をするということが条文の主な趣旨でございます。

また、先ほどから土光委員言われますように、50年後どのように利用するのかということにつきましては、約50年後の廃止段階で、地権者の意向、あるいは周辺の状況、地域の要望に配慮しまして利用用途を決定することとしている旨、併せてセンターから伺ってるところでございます。

先ほどの地権者に返還するということについてでございますが、その終了時点での貸借してる場合ということだと、当然借りてるということになるんで、その時点での地権者に返還するという意味でございます。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** そうすると、あくまでもこの「土地所有者に返還」というのは、埋立終了したその時点で、処分場計画地の中に地権者がいれば返還をするという、そういう意味なんですね。

そうすると、これは今の話に戻しますが、センターは、例えば、地権者の一人である米子市には買取りを要請してる。でも、ほかに地権者はいます。全て買取りを要請してるわけではない。貸付けもあるということですか。その辺は米子市は把握してますか。

**○塚田委員長** 角総務管財課長。

**○角総務管財課長** 他の所有者についての売買か、賃貸かという部分につきましては、米子市のほうでは承知しておりません。以上でございます。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 分かりました。

少なくともこの14条第3項の解釈は、終了した時点で土地所有者があれば、それは返還するということですね。そうすると、米子市も今回売却ではなくて賃貸借にという選択をすれば、終了した後に、賃貸借だから契約が終了すれば返還も何もないと思うんですが、

少なくとも今の計画地の中の市有地は米子市の土地として50年後は存在する、戻るということは想定されます。そういう想定の下で、売ったほうがいいのか、あくまでも賃貸借がいいのか、その検討が必要だと思うんですが。50年後のことだから想定でしか言えないと思いますが、ただ、50年後であそこに市有地が残るのか、残ったほうがいいのかどうかというのは、そこはやはり今回の売るか、貸すかの判断の視点の一つになるのではないかと思います、いかがですか。

**○塚田委員長** 角総務管財課長。

**○角総務管財課長** 繰り返しの答弁になりますけれども、センターのほうから買取りという希望が出ておりまして、市のほうの方針としても遊休地は売却というものがございいますので、その方向で進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** いや、私の言ったことが全然もうスルーされて、最初の方針どおりになる。

ポイントは、売るか、買うか、経済的なこと、それから運営期間中に市としてある程度関与する手がかりがあるかないか。あるというのは、契約書でそういった内容を盛り込むことはできるんじゃないか。それから跡地として50年後に市有地として残ることがいいのか悪いのか。例えば50年後に、農地として利用したいという地権者がいるんじゃないかという想定の下に14条の3項ありますが、そこを農地として利用する場合、米子市の土地も農地として利用する、そういったことに資することができるのではないかと。もともとあの土地は、淀江町のときに、土地区画整理で農地として利用するために道路を造る、そういうためにあの土地は一般廃棄物で谷を埋める、それがもともとの原点ですからね。だから農地として利用するというのが、そういう地権者がいるということを考えても、市有地としてちゃんと残ったほうが、農地利用の場合いろんな便宜が図れるのではないですかというふうにも私は考えることができると思うんですよ。

だから、売るか買うかの、単に現時点で遊休地だからというのはあまりにも根拠が薄過ぎるし、センターが希望してるからというのは、それは希望してるというのは事実だけど、米子市がそれに全面的に応じる必要ないでしょ。前回の委員会だって、希望してるという前提で売るか買うかは改めて検討すると言ったので、センターが買取りを希望するから米子市は売ることになりましたというのは、理由としては全く私は成り立たないと思うので、そういったことをちゃんと説明できるような形でこれ最終的に決定していただきたいと思います。いかがですか。

**○塚田委員長** 藤岡総務部長。

**○藤岡総務部長** 先ほどから重ねて御答弁申し上げております。まずは、センターから買取りの申出があった。それにつきまして、市は、遊休地については売払いを原則としております。この土地は、将来的に、現在、市は利活用の計画も持っておりません。50年後、農地等の仮定のお話をいただきましたけれど、市は、原則として遊休地については売り払うというのが方針でございます。その方針どおり今回の買取りの申出に対応したというところでございます。

あわせて、今回の資料の4、その他に記載をしておりますけれども、環境保全協定を4者で締結をしておりますが、事業主体自体は環境管理事業センターでございしますが、環境保全協定には、甲乙丙丁4者の1つとして市はこの協定を締結をしております。売却し

ても、あるいは貸付けを行いましても、市のこの事業に対する関与が変わるものではないです。土地自体の今後の利活用のお話も委員のほうからありましたけれど、どのような形であったとしても、地元の方々に寄り添っていく、当然のことながら市として基礎的自治体の役割でございますので、売却であっても、あるいは貸付けでありましてもその方針について変わるものではないです。

重ねてですが、市の原則に合わせて、遊休地として売払いの処分の方針を、センターの申出に対して売り払う方向で事務を進めることにしたというのが現在の方針でございます。以上です。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 50年後で農地として利用するが仮定の話だと言いましたが、これ仮定じゃないですよ。仮定じゃないから環境保全協定の14条の3項にそう書いてあるんですよ。これ、そういう意向がある、だから大体覆土をするんですよ、農地として利用する覆土をするというのはもう決定ですよ。だから単なるこれは仮定ではないですよ。仮定だから駄目というのは、それは明らかにおかしいです。

もともとこの場所は、淀江町時代に、土地改良区、町有地があって、農地として利用するために谷を埋める。それは、事業終了後、これは前提は全部一般廃棄物の話でしたが、集団換地をする、そういったことがもともとのあそこの埋立ての発端なんですよ。だから事業終了後に農地として使うというのは、仮定の話だからそれは考慮できないというのは、これは明らかにおかしいですよ。保全協定で、農地として利用されている、覆土をする、これは覆土をするというのはちゃんと書いてるわけですよ。事業センターは覆土をしないといけないわけですよ。それが何で仮定の話なんですか。

**○塚田委員長** 藤岡総務部長。

**○藤岡総務部長** 農地として活用することが決まっているかどうか、もちろん地権者の御希望もあると思います。現時点で、農地として活用したいという意見をいただいてきた経過がございますので、それに合わせて1メートルの覆土をするというふうに環境保全協定ではうたっているところでございます。仮定という言葉の取り方が若干思いが違っている部分もあるのかなと思うんですけれど、どのような利活用の方法があったとしても、市は地元の自治体として寄り添っていく、これについては今後も変わることはございません。

そして、今回の売払いですけれど、先ほどから重ねてで御答弁申し上げておりますけれど、遊休地は売払いが原則でございます。それにあわせまして、センターのほうからこの土地について買取りの申出がありましたので、市の方針に合致するものとして、今後は、その事務を鑑定評価に基づく適正な価格ということで事務を進めてまいります。本日は、この売り払う方向で調整を進めていくという市の方針について御報告をしているということでございます。以上です。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 農地として利用するというのは仮定の話ではないです。想定されるんです。それは言っときます。

再度この環境保全協定の14条の3、ちょっと条文の意味を改めて確認したいんですが、途中で、乙は、これ事業センター、事業センターは廃棄物の埋立ての終了した表面から1メートルの厚さの覆土を実施する。これは実施するんですよ。この覆土をする範囲とい

うのは、産廃処分場の埋立地域、これ全ての範囲を1メートルの厚さの覆土をするというふうに読めますが、そういうことなんですか。

○塚田委員長 足立環境政策課長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 委員おっしゃるとおり、全体を1メートルの覆土をするという意味合いでございます。以上でございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 だから農地として利用、これを想定するからこそ全ての埋立地の1メートル覆土をするわけですよ。そのときに、淀江町の土地改良区の地権者も多分いるんだろうと思います。それ農地として利用する場合、そこに市有地として残ってたほうが農地として活用しやすいのかどうか、その検討は要るんじゃないですか。

○塚田委員長 足立環境政策課長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 今、全体を農地としての利用ということをおっしゃいましたけれども、現段階での想定、先ほどの想定ということでは、もともと農地として持っておられた方がいるので、農地として使用するには1メートルの覆土が要ということで、1メートルの覆土をしますよというのがまず前提でありまして、そうしますと、ほかの土地についても合わせるように1メートルの覆土をするという意味合いで、全体を1メートルの覆土をするという形の今計画になっております。ただ、最終的にそこを農地として全体を利用するのかどうかということにつきましては現状では決まっておりませんで、先ほども若干答弁させていただきましたが、約50年後のことですけれども、その廃止段階で、地権者さんに意向を伺ったりですとか、周辺の状況、あるいは地域の要望に配慮して利用用途を決定することになるというふうに伺ってるところでございます。以上でございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 この辺に関しては、ちょっと話がもう幾ら言っても進まないの、意見としてということになります。少なくとも農地としての利用は想定はされてる。だから覆土をする。地権者が農地として利用しようとする場合、そういう場合を考えてみると、そこに市有地があったほうが、例えば農地として利用できる範囲が市の意思で広げることできる。いわゆる換地と、もともと換地というのが発想でしたから、そういうふうに農地として利用する場合、もし、これ市有地でなければセンターからまた買わないといけないということも十分考えられますので、センターの土地だから。これは市有地だったら、市の考え方、政策として、地権者として農地として利用するためにいろんな施策を考える、そういった自由度が私は増すのではないかと。そういうことを考え、そこを仮定の話だということで全部切り捨てて考慮しない、単に現時点で遊休地だからという理由だけでというのは、私は明らかにこの判断としてまだ時期尚早だと思います。

それから、これは、また改めての資料提供のお願いですが、センターとしては、買い取るか、借りるか、センターは買い取るほうが経済的だと言ってます。この根拠をきちんと米子市にはセンターに聞いてください。センターは、どういう数字を持ち合わせてそういうふうに考えているのか。それは、その資料を出していただけませんか。それは、ちゃんと委員会としても知った上で判断、この判断は別に委員会の同意があるわけではないですけど、当然そういうことも委員会に私は報告した上で最終的な市の判断を示すべきだと思います。



うので。

○塚田委員長 角総務管財課長。

○角総務管財課長 センターからの、その理由等の聞き取りとかについての資料というお話ですけれども、途中の説明の中で、センターのほうでの積算については承知していませんとか、そういう説明をしておりましたが、その理由をお聞きするときに口頭でお願いしたときに、資料提供、情報提供のほうはいただいております。そこに数字、金額ですとか、そういうものは書いてありますけれども、それについては、積算といいますか、実際の数字、賃貸と売買との差の基になるより詳細な積算がない、そういう意味合いでちょっと御答弁のほうさせていただいたところでございました。実際には、8月の12日付でございましたけれども、さきの委員会でその理由についてお問合せをしておりましたところ、情報提供いただいたところでございます。以上でございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 じゃあ、センターが買取りと借りる、積算して47年間を想定して費用がこのくらいそれぞれという数字は米子市も持っているんですか。

○塚田委員長 角総務管財課長。

○角総務管財課長 センターさんのほうで試算された数字、現時点での数字ということでは承知しております。以上でございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 じゃあ、それを明らかにしてください。センターは、47年間を想定して、買取りの場合は幾らの費用を想定してるか、借りる場合は全ての費用、結果だけでもいいですから幾らと想定しているのか、その数字を示してください。

○塚田委員長 角総務管財課長。

○角総務管財課長 委員長、すみません、先ほどの土光委員のお問合せは、今この委員会で持ってる数字についてのお問合せ、それとも後ほどの御報告ということでよろしいでしょうか。

〔「反問」と声あり〕

○塚田委員長 反問。

○角総務管財課長 委員長へのちょっと御質問でした。その趣旨をもう一度。

○塚田委員長 反問になりますよ。反問権を使われますか。

(発言する者あり)

角総務管財課長。

○角総務管財課長 今、センターのほうから情報提供いただいております数字についてのお問合せでございますけれども、まず、買取りのほうは、さきに資料のほうにも記載がございます1,214万円ということで数字を聞いてるところでございます。

あと、賃貸借になった場合の数字ということでは、費用につきましては賃貸借の場合が約3,423万円というふうにお聞きしております。ただ、買取りのほうは、それ以外の買取り費用のほかに別の経費もかかるということで合計の金額をお聞きしておりますので、その差が大体1,300万円程度になるというふうにお聞きしております。以上でございます。

○塚田委員長 土光委員。

**○土光委員** つまり米子市の立場からいえば、売却よりも貸し付けたほうが、４７年間で考えると１，０００万円以上収入が多いということではないですか。

**○塚田委員長** 角総務管財課長。

**○角総務管財課長** この事業期間ということでの試算だと思いますけれども、この事業期間に限った積算でいえば、それぐらいの差があるという、現時点ではそれぐらいの見込みだということでございます。以上でございます。

**○塚田委員長** 藤岡総務部長。

**○藤岡総務部長** 先ほど課長のほうから御説明申し上げましたのは、前回の委員会で委員のほうから、センターがどのような方法で買取りの経過といいますか、金額を積算したのかというお問合せをいただきましたので、センターのほうにそういうものがありますでしょうかと協議の中で口頭でお話をしたところ、センターの内部資料を参考でということでご頂いたものであります。

ただ、これはセンターの内部検討資料を本市に参考送付をいただいたものでございまして、その内容について、本市が、どちらのほうがセンターがどういう形でこれに至られたのかという内容を検討するという考えは持っておりません。基本的には、先ほどの答弁の重ねての繰り返しになりますが、センターは、内部での協議を経た結果、市に買取りの申出をされました。そして市は、遊休地は売払いという大原則を持っておりますので、これに合わせて買取りの判断をし、買取りといいますか、売却の判断をし、それに合わせて今後、事務の調整を進めていくという方針を持っております。以上です。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 売却か貸付けは、議会としてはどうか、委員会として、直接議決事項でも何でもないのでもそこは直接は関与できませんが、今言った買取りの理由として、遊休地だから、センターが買取りを希望したから、それだけの理由で売却を決めたというのは、私は到底納得できません。それは私の意見として申し上げます。

１つは、経済的な面。今の範囲でも、４７年間考えて、米子市に入る収入、売却の場合と貸付けの場合、明らかに貸付けのほうが多いです。１，０００万円近く差があります。それをあえて売却するのか、その説明が私は必要だと思います。

それから、跡地利用に関しては、これは繰り返しですが、農地としての想定されていません。これは単なる仮定ではなく、想定、だからセンターは１メートルの覆土をするわけです。実際にそのときの地権者が農地として利用するということを想定されます。そのときに、市有地として残っていたほうがそういった農地利用に資するかどうか、その検討を全くしないで売却と決めるのは、私は納得できないということを申し上げておきます。

**○塚田委員長** ほかにございますか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 前回と同じく売却か貸付けかみたいな議論が今あったんですけど、最初申し上げましたとおり、こちらのセンターさんの施設については、公共サービスに寄与するところが多分にある施設でございます。センターさんの試算、経済状況を考えて、今後のことを考えて、なるべく安価で長期的にっていうところも理解するところでもあります。

申し上げましたとおり、公共サービスの側面がございますので、最終的にこのセンターさんの固定費が高いついていうところになってきますと、最終処分の料金が上がってくる、

ひいては市民生活、県民生活のところに、そのところがどのように影響するかっていうところも考えていかなければならないところでございますので、先ほど申し上げましたとおり、次の委員会の報告のときに、こういった価格でこういった対応を市はするのかっていうところは、その価格の妥当性も踏まえてきちっと委員会のほうでも見させていただきたいと思いますので、今、土光委員のほうからいろいろ御意見もございましたが、最終的に、こういった価格でどういうふうはこの市有地のところをセンターさんのほうに売却するのかっていうところの妥当性は、次回のところでしっかりと検証させていただきたいと思いますので、いろいろ意見がございましたが、そのところも加味した上で検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

**○塚田委員長** ほかにございますか。

戸田委員。

**○戸田委員** 私のほうの意見を申し述べさせていただきたいと思います。

先ほどからいろいろと議論がありますけども、跡地利用計画と最終処分場の維持管理計画を円滑するためには、やはり私は用地は事業者が担保、所有すべきではないかというふうに考えております。そうした中でいけば、やはり市の大義といいますか、遊休地は売却していくんだという方針は、私は了としていきたいなというふうに考えております。以上です。

**○塚田委員長** ほかにございませんか。

土光委員。

**○土光委員** 1つ、これはお願いなのですが、売却の場合、多分事業終了後、ほぼ跡地は事業センターの所有地になると思います。事業センターは、その後、その土地をどういうふうにご利用しようとするか、活用しようとするか、その事業センターとしての計画というか、それをぜひ聞いていただければと思います。

**○塚田委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

ないようですので、総務部からの報告を終わります。

以上で総務政策委員会を閉会いたします。

**午前 11 時 51 分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長            塚 田 佳 充